

江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書の一部削除を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第54号

受理年月日 平成23年9月26日

付託年月日 平成23年9月30日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書(以下「協定書」という)の一部が江戸川区契約事務規則に違反しています。

協定書第12条(修繕の取扱い)に「施設に係る改修工事及び大規模修繕は、区が直接執行する。3、第1項及び第2項の規定にかかわらず、財団法人江戸川区環境促進事業団(以下「事業団」という)は区の承認(軽微な修繕を除く)を得て、事業団の経費負担により修繕を行うことができる」と明記されています。

この協定書では、特命にて、事業団に発注すると解せます。又、随意契約とも解せ、読ませます。

江戸川区契約事務規則の第四章、随意契約、第39条の2(随意契約の範囲)に、「一、工事又は製造の請負百三十万円」とあり、第40条に「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項、その他見積に必要な事項を示して原則として二人以上から見積書を徴さなければならない」とあります。

工事(修繕)費が130万円以内とも考えられず、又、事業団のみの見積書も適しません。

従って、一般競争入札か指名競争入札となるので、協定書第12条3について、区契約事務規則に違反しています。

以上をもって、財団法人江戸川区環境促進事業団から移行した、公益財団法人えどがわ環境財団の、江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書の第12条3について削除を求めることを陳情いたします。